

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成29年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コープかたた店 大津市衣川一丁目1154-1ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 地域の住民等の理解が十分に得られるよう、地元の学区自治連合会長および近隣自治会との積極的な連携、協力をお願いしたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 当該店舗から排出される事業系廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - (5) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (6) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (7) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を順守すること。
 - (8) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (9) 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (10) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出について、事前に届出のあった内容に変更が生じた場合は、行為変更届の提出が必要のため大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
 - (11) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - (12) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条による届出を行う必要があるため、大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
 - (13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が500万円（消費税込）以上の場合は、工事着手7日前までに、同法上の届出が必要なので留意すること。また、建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令等に適合させること。
 - (14) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年大津市条例第6号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく平成29年1月26日付けの開発許可条件を順守すること。
 - (15) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
 - (16) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
 - (17) 開店時等、混雑が予想されるときは、必要に応じて交通誘導員を配置し歩行者等の安全確保に努めること。
 - (18) 危険物を貯蔵し、または取扱う場合は消防関係法令を順守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成29年7月7日から平成29年8月7日まで